

横田飛行場に係る

第一種区域等の見直しについて

(東京防衛施設局からのお知らせ)

横田飛行場における平成15年度騒音調査の結果... 現在の住宅防音助成区域は昭和52年の騒音調査の結果に基づき官報告示して...

この素案については、平成17年7月15日付で東京都知事及び埼玉県知事を通じ、関係自治体に意見聴取を行ったところであり、今後新たな区域を官報告示する予定です。

3 縮小区域の経過措置

住宅防音工事については、平成13年度までに当初に係る音響の調査機関に委託し、専門的科学的手法を用いて調査を行いました。

調査結果によると、騒音の影響度が高い航空機(特に大型ジェット)の飛行回数が増加傾向にあることにより、第一種区域の面積が約5千ヘクタールから約2千5百ヘクタールに縮小しています。

2 見直し作業の状況

騒音調査の結果に基づき作成された騒音コンタクト見直し後の騒音区域が85W以上の区域で、昭和59年4月1日から平成元年3月31日までの間に建設された住宅について、新たな施策として住宅防音工事の助成対象とすることとしています。

4 新たな施策

今回の第一種区域等の見直しにあわせて、真に騒音の著しい区域に有効な施策を講じるとの観点から、当面、見直し後の騒音区域が85W以上の区域で、昭和59年4月1日から平成元年3月31日までの間に建設された住宅について、新たな施策として住宅防音工事の助成対象とすることとしています。

悪質な営業活動にご注意ください!

横田基地飛行場周辺の住宅防音工事の対象区域は、まだ決まっています。一部業者による悪質(巧妙・強引)な勧誘が行われていますので、ご注意ください。

保険・年金だよ

信頼できます「国民年金」

国民年金はつづれませんが、長期的な視点に立ち、末永く安定した制度とするため国が責任をもって運営しており、決してつぶれることはありません。

本来自損得の観点から考えるべきものではありません。▽払い損ではありません。▽国民年金はつづれませんが、長期的な視点に立ち、末永く安定した制度とするため国が責任をもって運営しており、決してつぶれることはありません。

▽国民年金は、貯蓄や私的年金とは違います。国民年金には、社会経済がどのように変わろうとも、あらかじめ賃金や物価の変動に対応して、その社会で従前と大きく変わらない暮らしのできる年金を保障するという機能があります。▽国の補助があります。国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

▽保険料が免除または納付猶予になる制度があります。収入の少ない方や学生の方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

▽税制上も有利です。保険料は、確定申告の際、全額が社会保険料控除の対象として認められています。

▽第3号被保険者の届出もれはありませんか? 本年4月から、国民年金第3号被保険者の届出忘れにより、国民年金保険料の未納とされていた期間が、新たに届出をすることにより、保険料納付済期間となる特例の措置がとられています。

▽国民年金は、貯蓄や私的年金とは違います。国民年金には、社会経済がどのように変わろうとも、あらかじめ賃金や物価の変動に対応して、その社会で従前と大きく変わらない暮らしのできる年金を保障するという機能があります。▽国の補助があります。国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

▽国民年金はつづれませんが、長期的な視点に立ち、末永く安定した制度とするため国が責任をもって運営しており、決してつぶれることはありません。

▽国民年金はつづれませんが、長期的な視点に立ち、末永く安定した制度とするため国が責任をもって運営しており、決してつぶれることはありません。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

心身障害者医療受給者証が切り替わります。今回対象となる方には、9月1日までに新しい受給者証を送付します。

対象 身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級)及び愛の手帳1度・2度の方で、所得制限限度額(右表)以内の方。

所得制限限度額表
扶養親族等の数 所得制限
0人 3,604,000
1人 3,984,000
2人 4,364,000
3人 4,744,000
4人 5,124,000

※対象者が20歳未満の場合は扶養義務者等の所得、20歳以上の場合は本人所得。問合せ 社会福祉課障害福祉係

医療証をお持ちの方へ。市民税非課税世帯の方へ。医療証をお持ちで市役所へお越しください。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

納税にご協力を。今月は市・都民税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)の納期です。

東京都シルバーパス更新手続きを。満70歳以上の都民の方で、有効期間が9月30日までの「東京都シルバーパス」をお持ちの方は、更新手続きをしてください。

東京都シルバーパス更新手続きを。満70歳以上の都民の方で、有効期間が9月30日までの「東京都シルバーパス」をお持ちの方は、更新手続きをしてください。